別紙２

意見公募要領

１　意見公募対象

第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案

２　意見公募の趣旨・目的・背景

ＮＴＴ東日本株式会社及びＮＴＴ西日本株式会社が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、メタル回線収容機能及び一般中継系ルータ接続伝送機能に係る接続料は、長期増分費用方式に基づき算定することとされています。

長期増分費用方式に基づく令和９年度の接続料の算定における正味固定資産価額算定に用いる数値及び費用算定に用いる数値を定めるため、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）別表第２の２及び別表第４の３の改正を行います。

これらの数値は、令和８年 10 月 29 日（木）及び同月 30 日（金）において持ち回りで開催された情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会 接続料の算定等に関するワーキンググループ（第９回）における検討を踏まえたものです。

３　資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov(https://www.e-Gov.go.jp/)の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

４　意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）又は（３）の場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov (https://public-comment.e-gov.go.jp/) の意見提出フォームから御提出ください。

※e-Gov から提出できる電子ファイルのサイズは４MB までとなっています。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：　lric_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課　宛て

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力御利用いただきますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又は Excel ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8926　東京都千代田区霞が関２－１－２

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課　宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

〇ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

〇ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又は Excel ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

〇ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

５　意見提出期間

令和８年 11 月３日（火）から同年 12 月２日（水）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

６　留意事項

・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。

・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて配布又は閲覧に供します。

・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課
担　当：伊井課長補佐、射水官
電　話：03-5253-5844
電子メールアドレス：lric_atmark_ml.soumu.go.jp
※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。
メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和　　年　　月　　日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部
　料金サービス課　宛て

郵便番号
（ふりがな）
住所（所在地）
（ふりがな）
氏名（法人又は団体名等）（注１）
電話番号
電子メールアドレス

「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注１　法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。
注２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見